

議第112号

平成30年度滋賀県病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成30年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 22,829,400	千円 △ 129,582	千円 22,699,818
	1 医業収益	19,318,788	△ 121,545	19,197,243
	2 医業外収益	3,273,912	18,534	3,292,446
	3 附帯事業収益	236,700	△ 26,571	210,129

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 23,052,205	千円 258,404	千円 23,310,609
	1 医業費用	22,152,477	266,544	22,419,021
	2 医業外費用	683,071	△ 1,612	681,459
	3 附帯事業費用	216,657	△ 6,528	210,129

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,745,302千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 536,600	千円 △ 20,686	千円 515,914
	1 企業債	501,400	△ 17,200	484,200

	2 負 担 金	29,200	△ 7,070	22,130
	3 諸 収 入	6,000	3,584	9,584

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 2,316,900	千円 △ 55,684	千円 2,261,216
	1 建 設 改 良 費	565,580	△ 27,676	537,904
	2 企 業 債 償 還 金	1,751,320	△ 28,008	1,723,312

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
総合病院病院整備事業費	千円 392,100	千円 377,900
精神医療センター病院整備事業費	45,300	42,300
<b>計</b>	<b>501,400</b>	<b>484,200</b>

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 10,187,286	千円 279,766	千円 10,467,052
交 際 費	90	△ 30	60

(他会計からの補助金)

第6条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
補 助 金	千円 45,305	千円 △ 6,420	千円 38,885

上記の議案を提出する。

平成31年 3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

議第112号 平成30年度滋賀県病院事業会計補正予算(第2号)